主

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中二〇〇日を本刑に算入する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法三八条違反をいう点は、原判決が被告人又は 共犯者の自白のみによって被告人を有罪としたものでないことは判文に照らして明 らかであるから、所論は前提を欠き、その余は、違憲をいうかのような点を含め、 実質は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であり、弁護人吉川由己夫の上 告趣意は、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たら ない。

なお、保護者遺棄致死の点につき職権により検討する。原判決の認定によれば、被害者の女性が被告人らによって注射された覚せい剤により錯乱状態に陥った午前零時半ころの時点において、直ちに被告人が救急医療を要請していれば、同女が年若く(当時一三年)、生命力が旺盛で、特段の疾病がなかったことなどから、十中八九同女の救命が可能であったというのである。そうすると、同女の救命は合理的な疑いを超える程度に確実であったと認められるから、被告人がこのような措置をとることなく漫然同女をホテル客室に放置した行為と午前二時一五分ころから午前四時ころまでの間に同女が同室で覚せい剤による急性心不全のため死亡した結果との間には、刑法上の因果関係があると認めるのが相当である。したがって、原判決がこれと同旨の判断に立ち、保護者遺棄致死罪の成立を認めたのは、正当である。

よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成元年一二月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	貞	家	克	己	
裁判官	安	岡	滿	彦	
裁判官	坂	上	壽	夫	
裁判官	袁	部	逸	夫	